平成２９年（フ）第１１６４号
福岡県大野城市上大利２丁目11番29号　102号
債務者　東矢　　茜
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１７４号
福岡市早良区西新２丁目８番３―203号
債務者　福田　茂利
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１７５号
福岡県糸島市高田４丁目24番18号
債務者　永野　雅彦
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１７６号
福岡県糸島市高田４丁目24番18号
債務者　永野由美子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１７８号
福岡市南区老司２丁目８番９―201号
債務者　宮原　文子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１８７号
福岡市東区馬出２丁目20番22―506号
債務者　松尾　　駿
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１８８号
福岡市博多区東那珂１丁目９番29―302号
債務者　井上美知江
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２０２号
福岡市博多区吉塚１丁目15番16号
債務者　山村　美紀
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２０３号
福岡市早良区次郎丸１丁目25番21―107号
債務者　永田　久枝
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２３０号
福岡県糟屋郡新宮町新宮東４丁目９番５―102号
債務者　人見亜紗美
1　決定年月日時　平成29年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２３１号
福岡県筑紫野市二日市西１丁目10番１―201号
債務者　野瀬　香織
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２３６号
福岡市早良区小田部６丁目12番４号
債務者　大石　藍子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２４０号
福岡県古賀市小竹231番地１　グランドール106号
債務者　立花　洋一
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２４１号
福岡県古賀市小竹231番地１　グランドール106号
債務者　立花こと　金　　尚美（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２４２号
福岡市南区弥永５丁目６番16―303号
債務者　西村真由美（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２４９号
福岡県大野城市曙町２丁目４番１―502号
西村ビル
債務者　柴田由美子
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２５０号
福岡県大野城市曙町２丁目４番１―502号
西村ビル
債務者　柴田　新二
1　決定年月日時　平成29年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部